

# 公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書

令和7年10月27日

下記の書類は当会 財 務 部 に保管していますので、来会のうえ受領してください。

関東信越税理士会  
会長 大山 博之

|                                |                             |                                    |
|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 送付を受けるべき<br>税理士会員又は<br>税理士法人会員 | 登 録 番 号 又 は<br>法 人 番 号      | 83213                              |
|                                | 事 務 所 住 所 又 は<br>税理士法人事務所住所 | 埼玉県所沢市大字下安松50番地の222 平井<br>忠男税理士事務所 |
|                                | 氏 名 又 は<br>税 理 士 法 人 名      | 平井 忠男                              |
|                                | 代 表 者 氏 名                   |                                    |
| 送付する書類の<br>名 称                 | 滞納会費請求通告書について・・・・・・ 1 通     |                                    |

## 【 注 意 】

関東信越税理士会滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。